

## 後援名義使用申請に関する手続きについて

1 後援名義の使用承認を受けようとする場合は、事業実施日の1箇月前までに、次に掲げる書類をIR推進局推進課に提出してください。

ただし、当該事業の広報のため、チラシ等広報媒体に後援名義を受けた旨を明記する場合等においては、広報媒体作成の1箇月前までに書類を提出してください。

- (1) 後援名義使用承認申請書（様式1）
- (2) 申請団体の規則、会則、規約、定款、寄附行為等に関する書類
  - ・ 主催者の存在、基礎等を証する書類
- (3) 申請団体の概要（様式2）及びその他沿革、組織、活動実績等を明らかにする書類
- (4) 申請団体の役員名簿
  - ・ 役員の氏名（ふりがな）、住所、生年月日、役職（職業）を明記したもの
- (5) 事業計画書等
  - ・ 企画書、開催要領、プログラム、チラシ等その他事業の概要が分かるもの
- (6) 収支予算書
- (7) その他、大阪府又は大阪市が添付を求める書類

2 書類等を審査のうえ、申請のあった事業がIR誘致の推進及び大阪府・大阪市の施策に寄与すると認められる場合、後援名義使用承認書（様式3）を交付します。

なお、承認に当たっては、原則として次の条件を付します。

- (1) 事業は、申請書に記載された計画に基づき実施するものとし、やむを得ずこれを変更する場合は、あらかじめ承認を得ること。
- (2) 事業は、政治的又は宗教的な普及・宣伝活動と受け取られるものではないこと。
- (3) 事業実施に際しては、本府行政の向上に寄与するよう留意し、営利を目的とするような行為をしないこと。
- (4) 事業実施に際しては、金品寄附、援助、事業参加等を強要しないこと。
- (5) 広報、印刷物の作成その他事業実施に際しては、人権尊重に配慮すること。
- (6) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められないこと。
- (7) その他「後援名義使用に関する承認基準」に反するものでないこと。
- (8) 事業終了後1箇月以内に、実施に際して配布し、又は掲示した要項、プログラム、ポスター、チラシ等を添えて、その結果について報告書を提出すること。

なお、事業の状況について、担当職員が実地に調査することがある。

3 承認後、申請内容が承認基準を満たさないことが明らかになった場合、又は承認に附した条件に違反した場合、承認を取り消すことがあります。

4 承認後に止むを得ない理由により、承認を受けた事業の内容を変更する必要がある場合は、変更する前に速やかに後援名義使用承認事業の変更申請書（様式4）を提出してください（変更書類申請書には変更に係る部分について、1の(5)・(6)の書類、その他、変更概要が分かる資料を添付。）。

書類等を審査のうえ、これを大阪府又は大阪市が承認する場合は、後援名義使用変更承認書（様式5）を交付します。

5 事業終了後1箇月以内に、次の書類を添えてIR推進局まで実施状況、収支報告等について報告してください。

なお、事業報告書の提出がない場合、同団体が主催する別事業や次年度以降の同事業に対する後援名義の使用申請は、承認をしないこととする場合があります。

(1) 後援名義使用事業報告書（様式6）

(2) 実施に際して配布し又は掲示したプログラム、ポスター、チラシ等実施内容を示す書類

(3) 収支決算書

(4) 写真（事業開催状況（事業名が確認できるもの））

6 承認を受けた後に、事業を中止した場合は、理由を添えて速やかに報告してください。